

ナップ友の会 会則

第1条（名称）

本会は、「ナップ友の会（以下、「本会」と言う。）」と称する。

第2条（運営組織）

ナップ友の会は、ナップ賃貸保証株式会社（以下、「当社」と言う。）が運営するものとする。

第3条（目的）

本会は、当社が、当社の提供する家賃債務保証の加入者（賃借人）が入居している賃貸物件所有者（以下「オーナー」と言う。）に必要な情報や無償サービス等を提供すると共に、会員相互の交流の場を提供する事を目的とする。

なお、提供する無償サービスについては別紙に記載するものとする。

第4条（活動の種類）

本会は、第3条の目的を達成する為に、オーナーへの情報の提供、および、無償サービスの提供維持の為の活動を行い、これに関連する事業を実施する。

第5条（会員資格）

ナップ賃貸保証株式会社が提供する家賃債務保証の加入者が入居している物件所有者である事。

第6条（入会）

ナップ友の会の趣旨に賛同し、所定の申込書等により入会の意思を表明し、承認を得たオーナーは、本会の会員資格を得る。

第7条（会費）

本会の会費は、無償とする。

第8条（退会）

会員は、第5条に記載する会員資格を失効した場合、自動的に退会するものとする。

また、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- （1）本人が死亡したとき。
- （2）成年被後見人または被保佐人となったとき。

付則

この会則は、2020年5月1日から施行する。